

平成 27 年度 第 4 回 機械流通委員会の結果について

開催日時 平成 28 年 1 月 21 日 (木) 午後 3 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

第 1 号議案 全商協機械流通委員会報告 (11 月 30 日 TV 開催)

(1) 売買確認書の新運用に併せた中古遊技機確認書の事前提出について

第 2 号議案として審議を行う。

(2) 「中古遊技機確認書」の残債チェックに関する詳細な運用方法について

中古遊技機確認書での残債チェックを、確認日が 12 月 1 日以降から行うが、チェックの基準に関して意思統一を図った。原則として、

- ① 転売時においては、1 次移動、2 次移動以降に関わらず、残債が無いことを保証するレ点のチェックをホール管理者に付けてもらい、チェックが付いていない場合は、不備書類として受け付けないこととする。
- ② ただし、チェーン店移動、再設置においては残債があり、レ点のチェックが付いてない状態でも、書類申請を受け付けることとする。

(①・②については、12 月 1 日文書発出済み。)

(3) 日工組メーカーの A-gon 社について

日工組から手打ち式ぱちんこを発売する A-gon 社の CRA-gon 昭和物語について、手打ち式ぱちんこことと、点検のポイントとしては、手打ちを行ってもらい「1 分間で 100 発未満の発射数に制御されていること」の確認。「フル発射で、台の奥まで飛ぶこと」の確認をしてもらいたい。

フル発射で台の奥まで飛ばない場合は、バネが弱っているので、その際は、メーカーに連絡して調整してもらいたい。

その他については、枠、メイン ROM、主基板、払出基板、周辺基板等は他の遊技機と同等なので、同じように点検していただきたい。

12 月 28 日付けにて、組合員各位へ点検方法ポイントの通知を行った。

また、今件の昭和物語シリーズのメンテナンスマニュアルを、検定通知書検索システムのサイボウズ掲示板へ掲載を行った。

(4) 「保証書」の書式変更について

保証書の書式変更について、警察庁からの依頼により平成 28 年 4 月からより厳密に型式通りの点検確認をしてもらいたいということで、保証書の書式変更(案)である。

変更点は、

- ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 20 条第 4 項の検定を受けた型式に属するものであることを保証します」と前文が、型式通りであることをより強調したものとなった。
- ② 予定日は変更になることも多いので「納品予定日」並びに「開店予定日」の項目が削除された。ただし、「開店予定日」は、日工組システムで必要とされているので、これまで通り入力していただく。
- ③ 「製造業者名」も型式名が分かればよいということで削除された。
- ④ 今度の改正では、中古移動と認定を 1 枚の書式で行うので、「この書類は作成した日から〇日以内に提出しなければならない」

という文言が削除されたが、これまで通り書類の有効期限は、中古で50日、認定で30日と変更はない。

書式の変更内容は12月中旬に確定したいと警察庁から依頼があった。

(5) 書類不備の際の発給時期について

「売買確認書」や「中古遊技機確認書等」の書類に不備があった場合に、発給日を遅らせるか、遅らせないかを議論され、その際は、地区遊商の運用方法を尊重し、地区遊商に任せるということになった。

第2号議案 売買確認書の新運用に併せた【中古遊技機確認書の事前提出】

について 「全商協」機械流通委員会報告（11月30日TV開催）

1. 中古遊技機確認書の取扱い方法

(1) 東遊商の取扱い

①「初回原本」。②「残台がある場合」は、使用する台数を記入の上、組合から赤印の承認印をもらう。③「次回使用する際」は、②の組合から赤印の承認印が押されてあるもの以外、運用出来ないルールとなっている。

この方法は、複数の販社が同時に申請することが困難な状況になる為、その際は、売契新運用同様事前提出により組合より押印が必要となる。

(2) 他遊商（東遊商以外）の取扱い方法

①「1台目は原本」、②「その他はコピー物」での対応となっている。

2. これまでの経緯

(1) 10月20日開催・全商協第4回機械流通委員会

中古遊技機売買確認書の新運用について説明会を実施した東遊商において、組合員から中古遊技機確認書の取り扱いについても、新運用と同様の事務手続きとし、全国統一として欲しい要望がなされたことから、本委員会に提案された。結果、各地区遊商は即答が出来かねることから、地区遊商委員会において揉んで頂き、今後検討して行くこととした。

(2) 11月11日開催・東北遊商第3回機械流通委員会

中古遊技機確認書の全国統一の運用方法について審議検討し当組合として「現状のまま」の結論に至った。

(3) 11月30日開催・全商協第5回機械流通委員会

① 他地区遊商が先行して実施している、中古遊技機確認書の売買確認書の新運用に順ずる取り扱い（初回原本提出、受領印を押印し返却された中古遊技機確認書をコピーして使用）について、その他の地区遊商に流通した場合は、各地区遊商はこれを受け入れることを確認したこと。

② 中古遊技機確認書の全国統一ルールにすることについて、各地区遊商の検討結果を確認したが（東北遊商の意見は現状のまま）、意思決定がなされていない地区遊商もあり、引き続き検討課題とすることとした。なお、佐々木委員長から「検討結果の理由を対外的に説明できるように示して欲しい。」との意見が付された。

3. 平成28年1月21日開催・東北遊商第4回機械流通委員会の結果

上記2-(3)-②の佐々木委員長からの「検討結果の正当な理由を示して欲しい」ことについて検討した結果、

○ 今までに不自由が無く使い勝手が良い

- 東遊商方式にすると遅延が発生する。
- 事務手続きが繁雑になる。
- 売買確認書と書類の意味合いが違うのではないか

等の意見がなされたが、佐々木委員長が納得するかどうか疑問が残るので、次回全商委員会においては「審議継続中」とし、出来れば逆に、現状の方法にどのような問題が有るのかを示して貰い、再審議を願う対応とした。

また、可能であれば、東北遊商の暫定意見を文書化し他遊商の動向・意見を伺い参考とすべきとの意見がなされた。

第3号議案 新たな流通制度に関する件について

1. 『12月18日』に開催された臨時理事会での内容報告

12月18日開催臨時理事会、及び1月14日(木)に開催された中古機流通協議会(六団体)の結果について、高橋理事長より報告があった。

12月18日の日工組・日電協との説明会で、新台納品時の立会いの件と部品交換に関する件について、ここで始めて出てきました。

案として製造業者遊技機流通健全化要綱(案)・遊技機製造業者の業務委託に関する規程(案)が出され、内容に関する質問事項を、全商協・回胴遊商から日工組・日電協へ伝え、説明を受けつつ答えられる質問のみの回答をいただいている状況であった。

全商協・回胴遊商全体として、どういう立ち位置でどうやって絡められるかですが、日工組・日電協は、全商協・回胴遊商全体ではなく個別の契約を認めており、現時点で、大枠の部分で双方での食違いがある。

メーカーが認めた「設置業者」は、全商協・回胴遊商に属していない、いわゆる日遊協の販売登録をされていない業者を、新台時の納品立会いと部品交換の扱いを認めるとしていません。

また、大手2ホールを特例扱いすることも説明があった。

特例扱いが決まった場合、中古流通に関しても影響が出てくると懸念され、第三者の立会いを入れなくてもいいのだろうか、大手2ホールが新台時の納品立会い・部品交換全部を認めてしまえば、中古流通の保証書も我々が作らなくてもいいだろうとなってしまう。

一部のホールを認めてしまえば、それに追随するホールが出てくることも考えられる等の意見も挙がるなど、団体として平等でないと受け入れられないと言う状況であった。(平成27年12月18日現在)

2. 『1月14日』に開催された中古機流通協議会(六団体)での内容報告

(1) 検定と異なる可能性のある遊技機に関する件について

回収(撤去機)リストが出た際、取扱いについてどう対応するか。

全商協としての対応ではなく、中古機流通協議会において審議検討され、【中古遊技機の取扱いに対して「保証書を書けない」】という決定がされた。後日、通達文書が发出される。

(2) イレギュラーについて、現在設置中の遊技機、警察で受理した遊技機、全商協(地区遊商へ申請した物)に依頼した物、倉庫にある遊技機、他様々な細かいパターンがあるが、これは中古機流通協議会で決めるのではなく、全商協・全日遊連と直接話し合いを設けて、場合によっては日工組を交え細かいところの取り決めを行い、案として中

古機流通協議会へ上げる。

(3) 認定について、原則として行わないこととする。

ただし、平成 27 年 3 月 31 日(東京都公安委員会基準)までに検定を取得した機種については、例外とする。(中古流通協議会 9 月 30 日発出書)となっているので注意をしてください。

また他として、全日遊連へ加入していない、非組合のホール分の扱いについては、今後話し合いがあります。

3. 新台納品時の立会いの件と部品交換に関する件について

12 月 18 日の説明会での「製造業者遊技機流通健全化要綱(案)・遊技機製造業者の業務委託に関する規程(案)」について、説明を受けた時点と何ら変更は無く、日工組・日電協は、【全商協・回胴遊商全体ではなく個別の案件】として進んでいる。

また、日電協取扱主任者証を所持していれば出来るとなっているが、管理責任を問うものが無いしくみとなっている。日工組・日電協は、何かあれば日工組・日電協の基準で定めたいとなっている。

4. 伊勢志摩サミットに伴う入替自粛について

サミット開催に伴う財務相・中央銀行総裁会議が、平成 28 年 5 月 20 日(金)・21 日(土)に仙台市太白区「秋保地区」で開催されることにより、サミットが開催されるお膝元は一ヶ月から二ヶ月になるのではないかと、未確定の話があった。

第 4 号議案 平成 27 年度「支出予測」及び

平成 28 年度「活動事業計画及び予算計画」について

(1) 平成 27 年度「支出予測」について

●平成27年度 支出予測		
予 算	【会議費】総会費用・講習会等会場使用料 (内、機械流通委員会の予算は3,000,000円)	5,000,000円
支出額	①更新時講習会・・・67名 (5日間の期間で開催し、1会場平均13.5名) (高石講師等1,472,150円、会場費341,280円)	1,813,430円
	②売買確認書の新運用に伴う説明会会場使用料 機械流通委員会としての予算3,000,000円に対して	227,664円
	平成27年度支出総合計	2,041,094円

(2) 平成 28 年度 活動事業計画(案)及び「予算計画」(案)について

① 活動事業計画 (案) について

- ・ 「新規」取扱主任者講習会の開催・・・毎月第3の週に1回
(平成 27 年度は 1/21 現在で、7 回開催し 26 名が受講された。)
- ・ 取扱主任者「更新時」講習会の開催・・・平成 28 年 9 月に開催
対象者：東北遊商組合員証の有効期限
平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日所持者
平成 28 年度仙台会場特例受講者合格者込み
- ・ 案件により講習会及び説明会の開催

② 平成 28 年度 予算計画について

●平成28年度 予算計画【案】		
支出額	①更新時講習会・・・約100名 (青森20名・盛岡15名・福島15名・仙台25名2日間) (高石講師等1,600,000円、会場費400,000円)	2,000,000円
	②講習会及び説明会会場費用	1,000,000円
	平成28年度予算として	3,000,000円

以上を承認され、理事会へ上程する。

第5号議案 売買確認書の新運用に関する件について

(1)売買確認書の新運用に伴う説明会開催結果について

売買確認書の新運用が、平成28年1月1日から開始されることに伴い、説明会を仙台・盛岡の2会場において、中古遊技機を取扱う47社へ対して行った。

尚、平成27年12月14日(月)の受付分より「試行」を開始した。

開催日時及び組合からの出席者、会場費用等は下記とおり。

■仙台会場	
開催日	12月1日(火)午後2時より
開催場所	ホテルメルパルク仙台
出席者	高橋理事長、永山委員長、桜井委員、 千葉局長、堤次長、二木主任、齋藤主任
受講者数	42名
会場費	113,748円
■盛岡会場	
開催日	12月2日(水)午後2時より
開催場所	ホテルメトロポリタン盛岡
出席者	山内副委員長、大久保委員、 千葉局長、堤次長、二木主任、齋藤主任
受講者数	24名
会場費	113,916円

説明会当日は、パワーポイント(スライド)方式により説明を行った。

また、事前に中古取扱販社各位に対して説明会用資料を送付し、内容の把握を願った。内容の疑問点については事前に質問を受付し、質疑応答時に回答を行った。

尚、説明会時に使用した資料を検定通知書検索システム「サイボウズ」掲示板に掲載している。

(2) Q&A (質問と答え) について

第6号議案 遊技機梱包袋「小サイズ再販売」について(事後・現状 報告)

① 平成27年12月10日(木)より、遊技機梱包袋の「小サイズ」が再販売された。価格の変更について、機械流通委員会からの上程(案)を11月18日に開催された理事会にて審議し承認された。

② 12月18日付けにて全商協よりビニール発注についての通知があり、内容は、製造業者よりビニール生産効率の都合上、大・小両サイズの生産調整が必要との事で、当面の間は大サイズのみ発注対応となる依頼の報告がされ、組合員へ対して通知を行った。

また、全商協において各地区遊商の在庫数・流通量を判断し、発注数を調整する内容も記

載されていた。

③ 現状報告、及び今後について

過去3年間の平均受注数を参考に発注を行っており、全商協へ対して当組合分の確保が出来る確認は取れている。尚、十分な在庫数は確保できている。

第7号議案 新規取扱主任者講習会開催について

① 12月度の新規取扱主任者講習会を、12月16日(木)に受講希望の2名に対して廣村商事 柳委員による実技試験・筆記試験の講習会を開催し、両名合格とした。

② 1月度の新規取扱主任者講習会を、昨日1月21日(水)に山内副委員長による実技試験・筆記試験の講習会を開催し、両名合格とした。

第8号議案 次回開催の委員会について

次回の機械流通委員会開催については、検定と異なる可能性のある遊技機に関する件、及び新台納品時の立会い並びに部品交換に関する件等、新たな動きがあった際、迅速に対応するべく急遽となるが委員会を開催する。

以 上